

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

序

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2016-06-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯田, 卓, 河合, 洋尚 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00006056

序

飯田 卓・河合 洋尚

国立民族学博物館

本書は、2015年1月24日から25日にかけて国立民族学博物館で開催された国際フォーラム「中国地域の文化遺産—人類学の視点から」のプロシーディングズである。国際フォーラムは、国立民族学博物館の機関研究「文化遺産の人類学—グローバル・システムにおけるコミュニティとマテリアリティ」の一環として開かれた。この序の前半では、機関研究全体の関心について述べ、後半では、中国地域というコンテキストに即した問題の所在を紹介する。

1. 文化遺産実践という問題系

文化遺産実践

機関研究を着想するにいたった経緯は単純で、近年、文化遺産に関わる議論をよく聞くようになったことがあげられる。ユネスコの世界遺産保護条約に日本が批准した1992年以降、世界遺産のカテゴリーのひとつである「文化遺産」(対語は自然遺産)という語はさまざまな文脈で用いられるようになり、それまで一般的だった「文化財」という用語をしのぐまでになったようにすらみえる。地域振興を目的として、地方自治体が地名を冠した文化遺産を提唱したり(「東京遺産」「大阪遺産」など)、科学的発明を記念するため、関連学会が個性的な遺産を指定したり(「土木遺産」「情報処理技術遺産」など)、明治や昭和といった特定の過去についての文物を遺産と呼びかえたり(「昭和遺産」「百年遺産」など)、その例には枚挙にいとまがない。ユネスコもまた、世界遺産と同じように国際条約にもとづく無形文化遺産をあらたに提唱するようになったほか、条約から独立したプロジェクトとして記憶遺産や視聴覚遺産の普及を進めている。世界遺産に関わるテレビ番組や雑誌特集記事、写真集、DVDパッケージなどの人気も高い[飯田 2014a]。

ところが文化人類学者は、こうした「文化遺産ブーム」とでも呼べる現象に対して、どちらかというところ冷やかな視線を向けがちである。固有のコンテキストのなかで発生し、それらと関わりつつ発展していく現象ならば、そのコンテキストをふまえた文化人類学的分析が可能だし、それをおこなうのが適切だろう。しかし昨今の文化遺産ブームは、マスメディアが支配する状況でさまざまな人たちがそれぞれの思惑にもとづいて仕掛けてきたものであり、分析のさいにふまえるべきローカルなコンテキストに乏しい。むしろこの現象は、マスツーリズムやマスメディアとの関わりにおいて分析するのに適しており[門田 2013]、フィールドワークでの資料収集に専心しがちな文化人類学は、広い意味での社会学的研究に遅れをとってきた[荻野 2002; 西山 2004, 2006; 藤木 2010]。

ところが、日本の文脈を離れて世界的な視野でみると、文化人類学的な知見を活用しながら文化遺産概念を鍛えなおすことが、こんにち重要な課題になっている。その理由をひとことでは、文化遺産の概念がこれまでに広がったために、建造物や器物などの物質的なものだけでなく、儀礼や音楽、知識、技能、さらには情緒や価値観、記憶といった非物質的なものの継承が議論されるようになったからだ [Kirshenblatt-Gimblett 2004; Stefano 2012]。これまでのように、物質的なものの物理的保存を目ざして、美術史や建築史、保存科学、考古学などの知見を動員するだけではじゅうぶんではない。人びとの反復的な実践によって伝えられるものを視野に入れながら、人びとや集団がおこなうことを考察していく必要があるのだ¹⁾ [飯田 2014b]。そのさいに、文化人類学はかけがえのない視点を提供しうる。

上述したことをふまえて、機関研究では早くから、文化遺産の担い手や彼らの実践に着目してきた [飯田 2013]。すなわち、文化遺産そのものでなく担い手や実践に着目することで、文化人類学は、ヘリテイジ・スタディーズ (遺産研究) がこれまでなしえなかったような貢献をなしうるはずだ。このことを念頭に、フィールドで得られた資料を活かすかたちで文化遺産の問題にとり組むことが、機関研究「文化遺産の人類学」の目ざした具体的な活動だった。

機関研究では、遺産として公的に認定されたものだけでなく、遺産としての認知がまだ高くない文化的実践や文化的遺産も対象に含め、文化遺産と呼ぶことにした [飯田 2014b]。そのうえで、とりわけ文化遺産にはたらきかける実践 (創出・継承・修復・反復・複製・普及・流用・商品化・秘匿・放置など) や、それらに関連して担い手が相互におこなう実践 (協力・競合・妥協・決裂など) をとりあげて、関心のある研究者を集めて討議をおこなってきた。主としてローカルな水準におけるこうした微視的なプロセスの分析は、文化人類学がもっとも得意とするところであり、あらたな局面を迎えたヘリテイジ・スタディーズに有効な視点を提供すると期待できる。

国際フォーラム「中国地域の文化遺産」も、そうしたプログラムにのっとって開催されたものである。

文化遺産状況

文化遺産に関する議論が担い手の実践を焦点化したとはいえ、かぎられた人間関係の範囲で調査をおこなうだけでは、文化人類学は期待された役割をはたしきれまい。これまでの社会学的研究がおこなってきたように、まずは文化遺産をとりまく巨視的な状況をふまえたうえで、担い手の実践を解釈していく必要がある [岩本 2013; 菅 2014]。そのためにはまず、文化遺産への着目がすぐれて現代的な問題意識に由来することを、研究者自身が自覚しておかなくてはならない。このことは、「文化遺産状況」とでもいえるような状況がある意味で先導する中国地域に、国際フォーラムが焦点を当てたこととも

関わっている。

逆説的ではあるが、文化遺産という概念は、モダニティの進行とともにたち現われてきたものだ。多くの文化遺産は、過去との結びつきにその価値を置くため、モダニティとは無関係に思えるかもしれない。しかし、過去との結びつきを価値あるものと認識するためには、たゆまぬ変化を常態とするモダニティが進行していなければならないし、文化遺産を客体化しつつ歴史に照らして評価する科学的精神も必要である。じっさい、文化遺産という概念が市民権を得ていくうえでは、20世紀のナショナリズムや多文化主義をふまえた文化行政が大きな原動力となった。

あらためて述べるまでもないかもしれないが、文化が客体化されない状況においては、人びとがおこなう実践やその所産はすべて「文化的」であるにもかかわらず、そのように意識されることはいっさいない。ましてや「文化遺産」とみなされることもない。ここでいう「文化」とは、先行世代や同世代の経験をふまえて編みだされた行動やその所産のうち、一定範囲の人びとが特続的に共有するものである [Kluckhohn and Kelly 1945]。これまでに生きてきた人類の大多数は、そうした意味での文化すなわち因習的な行動様式に頼らなければ、生存すらできなかつただろう。しかし、社会分業の進展や通信・交通の発達などにより、ひとつの行動をとるにも選択肢が次第に増えてきた。そうした自由度が生まれてはじめて「文化的なもの」と「個人的（独創的）なもの」との区別が生まれるようになる。そうした事態がさらに進み、因習にしたがう人たちがマイノリティにとどまるようになった時点で、一部の「文化」は継承すべき「文化遺産」とみなされるようになる。文化は一定の支持を前提としているが、文化遺産はひとりでもうけ継げるのだ²⁾。

文化遺産をめぐる動向は、ポストモダニティあるいはスーパーモダニティと呼ばれる21世紀にも、不断に変わりつづけている。2000年にアメリカ合衆国でおこなわれた意識調査によると、10年前の時代を過去に属するとみなす人が多かったという。1990年におこなわれた同じ調査で、過去という時代が21年前にまで遡っていたことをふまえると、時代が進むにつれて「現在」とみなしうる時間が縮減してきているのである。こうした事態を前にして、バーバラ・カーシェンブラット＝ギンブレットは次のように議論する。文化現象は一般に、実体化と衰退とのあいだをたえず往還しつつ持続するものだが、「現在」の縮減がかくも速く、刻々と「現在」が過去の領域に押しこめられてしまうのでは、文化は「生きられる」前に遺産化してしまう [Kirshenblatt-Gimblett 2004]。つまり、現在のくらしからきり離されたものとして遺産が生まみだされ、一時的な流行のようなものでリストに加えられていく。そうした事情と表裏一体をなすように、伝統に向きあって生きる態度が衰退し、遺産の商業的な消費が隆盛を極めるというわけだ。

現在という時間がかぎりなく短縮し、身のまわりが歴史や文化遺産で飽和してしまうこの時代を「文化遺産の時代」と呼んでみたくなる。そのように考えたとき、この時代

をリードしているのは、まちがいなく中国地域ではなかろうか。宗教や文化に関する過去の政策を根本的にあらため、かつてであれば「ブルジョア的」とみなされかねない文化現象を遺産に認定し、経済的な補助を惜しまない。良し悪しの価値判断を超えて、文化の客体化と現在の遺産化が極端に進んでいる状況だと思う。このように、人びとの実践とは関わりなく生じた遺産化の圧力が増していくなかで、なお実践を焦点に据えつづけていくことは、調査地の人びとと持続的な関係を築きあげてきた文化人類学者でなければとれない研究方法といえよう。

(飯田 卓)

2. 中国地域の文化遺産と文化遺産実践

中国における有形文化遺産

本書は、社会-文化人類学（以下、人類学）の立場から、中国地域の文化遺産を考察するものである。次に、中国における文化遺産の概況について、有形遺産から紹介していくことにしよう。

周知の通り、早くから文明が栄えた中国では、多くの歴史的な建造物が残っている。それゆえ、中華人民共和国政府の政務院は、1953年に「關於在基本建設工程中保護歷史及革命文物的支持」（基本建設プロジェクトにおける歴史文物と革命文物の保護に関して）を發布し、歴史的な建造物や発掘物といった「文物」を保護する方針を出した。さらに、1961年には「文物保護管理暫定条例」が制定され、歴史的建造物の一部が「全国重点文物保護單位」（国レベルの重要文化財）として保護の対象となった。だが、1966年から76年にかけて文化大革命が起きると、寺院、廟の宗教施設や、ハイカルチャーとみなされた伝統住宅およびその装飾品が、紅衛兵により破壊された。もっとも周恩来の指示により故宮、曲阜、泰山などの大規模な遺跡は残されたが、特に民間における歴史的建造物の多くが、この時になくなっている。文化大革命時の文物破壊に反省がなされ、いくつかの歴史的建造物が国家の主導で再び保護されるようになったのは、1978年12月に改革・開放政策が実施されて以降のことである³⁾。特に、1987年11月には国務院が『關於一步加強文物工作的通知』（文物保護を一層強化することに関する通知）を發布し、歴史的建造物の保護をさらに推進することで、中華民族の伝統文化継承を促す法令を出した〔謝 2002: 62-66〕。それにより、中国の省、市、県の各レベルの政府は、次々と各地の歴史的建造物を保護するようになった。

中国では、国家レベルで登録された「全国重点文物保護單位」は、1961年から2,348件にまでのぼっており〔何・黒田 2013: 598〕、さらに、省、市、県など地方行政レベルの「文物保護單位」（文化財）登録をあわせると数万件にもものぼる⁴⁾。そのなかには、各地で重要視されている遺跡や寺廟、もしくは人々が暮らす住宅も含まれている。換言す

れば、現代中国では文化遺産に登録された建造物が身近にいくつもあることが珍しくなく、これらの「権威づけ」された建造物は、人々の日常生活と関わるだけでなく、時として権力闘争の道具として使われることもある。

他方、中国の文化遺産保護は、1980年代以降、ユネスコとの関係において別の進展をみせている。1985年11月22日、中国はユネスコの世界遺産条約提携国となり、1987年に万里の長城、兵馬俑、北京原人遺跡など5件が世界文化遺産として登録された。1991年に中国は世界遺産委員会国となり、2002年までの11年間で16件の世界文化遺産が登録されることとなった。2015年4月現在、ユネスコに登録されている中国の世界文化遺産は33件あり、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスについて5番目に多い（世界自然遺産や世界複合遺産を含めた総数ではイタリアに次いで世界第2位である）。表1の通り、世界文化遺産に登録された建造物は、現在、中国の有名な観光地となっている。

表1 中国のユネスコ世界文化遺産一覧

	世界文化遺産（有形）	登録年	所在省	17	青城山と都江堰	2000	四川
1	万里の長城	1987	複数	18	安徽南部の古村落	2000	安徽
2	北京と瀋陽の明清皇宮	1987,2004	複数	19	龍門石窟	2000	河南
3	莫高窟	1987	甘肅	20	明清王朝の皇帝墓群	2000,2003,2004	複数
4	秦始皇帝陵及び兵馬俑	1987	陝西	21	雲崗石窟	2001	山西
5	周口店の北京原人遺跡	1987	北京	22	高句麗前期の都城と古墳	2004	吉林
6	承德避暑山荘と外八廟	1994	河北	23	マカオ歴史地区	2005	マカオ
7	曲阜の三孔	1994	山東	24	殷墟	2006	河南
8	武当山古建築	1994	湖北	25	開平楼閣と村落	2007	広東
9	ポタラ宮の歴史遺跡群	1994,2000,2001	チベット	26	福建土楼	2008	福建
10	廬山	1996	江西	27	五台山	2009	山西
11	麗江古城	1997	雲南	28	「天地の中央」にある登封の史跡群	2010	河南
12	平遥古城	1997	山西	29	西湖	2011	浙江
13	蘇州古典園林	1997,2000	江蘇	30	上都遺跡	2012	内モンゴル
14	頤和園	1998	北京	31	紅河ハニ棚田群	2013	雲南
15	天壇	1998	北京	32	シルクロード	2014	複数
16	大足石刻	1999	重慶	33	大運河	2014	複数

注：本書で取り扱う項目を下線部で示した。

上記のように、1990年代後半以降、人々が生活を営む都市、村落、住居などのコミュニティが世界文化遺産として登録されていることは注目に値する。例えば、麗江古城、平遥古城などの都市には今でも多くの住民が住んでいるし、杭州市の都市中心部にある西湖も住民の生活と密接に関わっている。また、伝統住宅である開平楼閣や福建土楼にもまだ人々が住んでおり、紅河ハニ棚田群は地元のハニ族が労働する舞台となっている。中国の世界文化遺産の一部は、有名な観光地であるだけでなく、人々の日常生活の舞台でもあり、彼らの記憶や実践が埋め込まれる場所ともなっているのである。

中国における無形文化遺産の保護と登録

1980年代より中国では有形文化遺産の登録が重点的におこなわれてきたが、21世紀に入ると、その対象はさらに無形文化遺産（中国語で「非物質文化遺産」）にまで広げられた。

言うまでもなく、中国では有形の文化遺産だけでなく、劇、音楽、美術、民俗などを含む無形の文化遺産が多く残されている。しかし、それらの多くは文化遺産として価値を認められず、国家の制度において保護されないばかりか、一部は「迷信」として排除されることすらあった。特に、文化大革命の期間中、劇、音楽、美術、および廟会などの民俗は活動を禁止された。それが復活するのは、有形文化遺産と同じく改革・開放政策以降のことである。特に1980年代、生活水準の向上にともなって、民間で関連する活動が復活するようになった。ただし、20世紀末まで、それらは文化遺産として国家に注目され保護される対象とは、必ずしもなっていない。

特に制度面において、中国で無形文化遺産への関心が高まったのは、2001年のことである。2001年5月18日にユネスコは、第1回「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」を公表し、19件の無形文化遺産を登録した⁵⁾。さらに、2003年10月、ユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」が成立すると、中国は、2004年8月にこれを批准した。他方で、中国の民俗学者や民間芸術研究者などは、2001年の「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」を受けてすぐに無形文化遺産の保護を訴えた（詳しくは本書第3章の劉論文を参照）。2003年10月に文化部が貴州省で中国民族民間文化保護プロジェクト活動会議を開催し、10件の試験的項目を発表した⁶⁾。

2005年12月、国務院より「文化遺産保護の強化に関する通知」が発表され、無形文化遺産の全国的な保護が、政府の最重要課題として掲げられた [周 2014: 169-170]。2006年5月には、第1次無形文化遺産リストが公表され、国家レベルの無形文化遺産として518件が登録された。その内訳は、①民間文学（31件）、②民間音楽（72件）、③民間舞蹈（41件）、④伝統戯劇（92件）、⑤曲芸（46件）、⑥雑技・競技（17件）、⑦民間美術（51件）、⑧伝統技能（89件）、⑨伝統医薬（9件）、⑩民俗（10件）など、10種類に及んでいる [馮 2007: 139]⁷⁾。さらに、国務院は、2008年6月の第2次無形文化遺産リストで510件、2011年6月の第3次無形文化遺産リストで191件、2014年7月の第4次無形文化遺産リストで298件を登録した。このように、中国では国家レベルだけでも1,000を超える無形文化遺産を登録しており、省、市、県など地方行政レベルのそれを含めると、膨大な数の無形文化遺産が登録されるようになっている。他方で、ユネスコにより認定・登録された無形文化遺産は、表2の通り37にのぼっており、世界最多の登録数となっている。文化遺産保護の重点を有形文化遺産から無形文化遺産に移した地方政府も少なくなく、現在、登録された無形文化遺産の数は、ユネスコ、国家のいずれのレベルにおいても有形文化遺産の数を上回っている。

表2 中国のユネスコ無形文化遺産一覧

	無形文化遺産	登録年	19	レブコン芸術 (チベット美術)	2009
1	昆劇	2001	20	中国の養蚕・絹織物の職人芸術	2009
2	古琴演奏技	2003	21	チベット地方の劇	2009
3	新疆ウイグル族のムカム芸術	2005	22	龍泉青磁の伝統技術	2009
4	印章彫刻技術	2009	23	宣紙の手すき製造技術	2009
5	活版印刷技術	2009	24	西安鼓楽	2009
6	書道	2009	25	粵劇 (広東オペラ)	2009
7	剪紙 (切り紙)	2009	26	羌年節	2009
8	木造建築の伝統職人技術	2009	27	木造アーチ橋建造の伝統的なデザインと慣習	2009
9	南京雲錦の職人技術	2009	28	伝統的なリー族の織維技術	2009
10	龍舟祭	2009	29	メシュレブ	2010
11	中国朝鮮族の農民の舞踊	2009	30	帆船の水密隔壁技術	2010
12	ケサルの叙事詩の伝統	2009	31	木版印刷	2010
13	トン族大歌	2009	32	京劇	2010
14	花児	2009	33	中国伝統医学の鍼灸術	2010
15	マナス	2009	34	ホジェン族のイマカンの物語	2011
16	媽祖信仰と習慣	2009	35	中国の影絵人形芝居	2011
17	モンゴル族の歌唱技能ホーミー	2009	36	福建省の操り人形師の次世代育成の為の戦略	2012
18	南音 (福建省の伝統器楽)	2009	37	珠算、そろばんでの算術計算の知識と慣習	2013

注: 本書で取り扱う項目を下線部で示した。

以上にみるように、21世紀に入ってからというもの、中国では、ユネスコから地方政府のレベルに至るまで無形文化遺産の登録が急増している。文化大革命の時代、排除の対象であった伝統文化は、皮肉なことにも、21世紀に入って無形文化遺産の名のもと保護と伝承の対象となったのである。

2011年2月、国務院は無形文化遺産法を公表した。この法律は、基本的には国際法に則っているが、「健康」的かつ「優秀」なものを無形文化遺産とみなしたため、例えば「跳大神」(シャーマニズム)など一部の「迷信」が排除されるというように偏りがみられる[周 2014: 171]。しかし他方で、中国の多くの伝統文化は、法律的な保護のもとで消滅を免れたり、継承する基盤を与えられたりしたのも事実である。無形文化遺産の認定と登録は、現在、民間の文化実践や文化変化を語るうえで無視できなくなっている。

3つの文化遺産実践

これまで日本の人類学では、中国の文化遺産をめぐる議論を活発にはおこなってこなかった。本フォーラムは、おそらく日本で初めて「中国の文化遺産」を主題とする人類学分野の国際集会である。

しかし、このことは中国を研究対象とする人類学者が、文化遺産というテーマを無視してきたことを意味しない。むしろ、中国を研究する人類学者は、多かれ少なかれ文化

遺産をめぐる諸問題に直面し、それを民族誌のなかで描いてきた。というのも、上記にみるように、特に1990年代以降の中国では、有形・無形の文化遺産が数多く登録されることになったため、中国でフィールドワークをおこなう人類学者が文化遺産の問題と向き合う機会が増えたからである。紅河ハニ棚田群で調査してきた稲村務 [2014]、孫潔 [2010]、および福建土楼で調査をしてきた小林宏至 [2012; cf. 外岡 2010] の各氏のように、文化遺産のなかでフィールドワークを実施してきた人類学者すら現れている。

しかし、それにもかかわらず、各地や各民族の事例をもちより、特定の枠組みから中国の文化遺産について議論する機会はこれまで極めて少なかった。こうした研究の実情を鑑みて、国際フォーラムでは、文化遺産をめぐる人類学的なアプローチとして、特に人々が文化遺産にはたらきかける実践に着目し、発表と議論をおこなった。本書では、そうした文化遺産をめぐる諸実践を、上述の通り、「文化遺産実践」と名付けている。

繰り返すと、文化遺産をめぐる文化人類学的アプローチにおいて基軸となるのは、ローカルな水準における微視的なプロセスの分析である。すなわち、現地の人々がいかに遺産とかわかってきたのか、もしくは文化遺産の登録がいかに現地の人々の認知やコミュニティ実践に影響を与えてきたのかを、フィールドワークにより明らかにすることを出発点としている。人類学者は、長期の参与観察に基づき、時として現地の人々が説明できないような実践を見つけ出し、考察することもある。

こうした日常生活における文化遺産実践の担い手は、主に住民（本書では「市民」と表記することもある）である。言うまでもなく、住民と一言で表しても多様性は大きい。古くからの地元住民と最近の移住者では立場が異なるし、職業、年齢、性別などによる違いもある。それゆえ、住民による生活実践を考える場合、文化遺産の担い手となる住民が誰なのかという問題を考えざるを得ない（第4章の高倉論文を参照）。そのなかで、通常、人類学者は、文化遺産にはたらきかける一定の村民、宗族、移民集団、職能集団、もしくは一過的な「生活者」を研究の対象とする。住民による文化遺産への異なる認知や関与、および彼らの間のコンフリクトも人類学の研究対象となる—（「生活」をめぐる文化遺産実践、図1を参照）。

ただし、人類学による文化遺産実践の研究は、実際のところ生活のレベルだけにとどまることはない。というのも、住民による文化遺産実践を考察する際には、政策的な側面を無視することができないからである。特に政府による文化遺産の政策的な取り組みがどのようなものであるかは、住民の文化遺産実践に少なからず影響している。人類学は、各地の生活世界におけるミクロな諸実践を研究することを得意とするが、他方で、文化遺産をめぐる制度や政策の影響関係にも注意を払う必要がでてくる。従って、とりわけ政府の影響力が強い中国の研究においては、マクロな政策とミクロな生活の相互影響関係を捉えねばならない。時として、各レベルの政府（中央政府、市政府、県政府、区政府、村政府など）による文化遺産をめぐるポリティクスを考察する研究も、文化を

扱う学問である人類学の対象となってくる—（「政策」をめぐる文化遺産実践）。

さらに、中国の文化遺産実践研究において重要であるのは、学術、芸術、マスメディアの関係者が及ぼす影響力を視野に入れねばならないということである。学者、芸術家、記者は、文化遺産の物質的な形から、住民による文化遺産へのかかわり、政府による文化遺産の登録や活用などを、第三者の眼から描き出す表象の主体であるといえる。これらの主体は、文化遺産をめぐるイメージを描き出し、それらを地域や民族の特色として、時に絵画、彫刻、画像、文章などの形で社会に提示する。それゆえ、文化遺産をめぐる実践をさらに観察者の眼から捉えなおす表象の行為も、文化遺産実践の人類学的アプローチの主要な対象の1つとなりうる—（「表象」をめぐる文化遺産実践）。

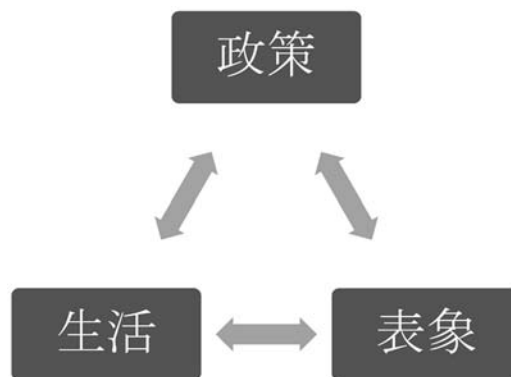


図1 3つの文化遺産実践

以上より、中国の文化遺産実践をめぐるアプローチとして、「生活」「政策」「表象」の3つを挙げた。ただし、このような3つの文化遺産実践を人類学の視点から捉える際に重要なのは、それぞれを固定化して捉えず、むしろ相互関係を捉えていくことである。

本書の構成と内容

本書で収められた論文は、沿海部から内陸部までの11省（遼寧、浙江、江蘇、福建、広東、広西、貴州、雲南、青海、甘肅、陝西）、および6つの民族（漢、トン、ナシ、ハニ、イ、チベット）にまたがっている。また、本書は、中国大陸を中心としているが、比較の対象として台湾の事例も取り上げた。テーマとしては、有形文化遺産と無形文化遺産の双方を含み、住宅、都市、棚田、舞踊、工芸、祭祀、演劇、信仰を扱っている。本書が主な研究対象としているのは、人々の日常生活にかかわるものである。というのも、上記で述べたように、人類学の文化遺産研究は、ミクロな生活実践を研究の基軸としているからである⁸⁾。



図2 本書の調査対象

注: 図中の番号は章の番号と対応している。番号の位置は各章で扱う文化遺産のおおよその場所を示している。

本書は、生活面での文化遺産実践を基軸としつつ、政策面での文化遺産実践と表象面での文化遺産実践も扱い、三者の相互関係を通して、中国における文化遺産実践の現在をデータとして提示することを目的としている⁹⁾。

第1部の3つの各論は、まず、文化遺産の登録と関係する諸実践に言及することから始めている。人類学は、生活実践に重点を置くが、文化遺産というテーマは制度の問題と密接に関係するため、まずは背景となる政策的側面を理解することから始めなければならないからである。

近年の中国では、政府が特定の価値あるモノや民俗を文化遺産として権威づけ、地域経済を促進する動きが高まっている。しかし、価値ある文化遺産は限られるため、それがどこの地域や民族に属すのかをめぐって、政府の間で争いが生じることがある。第1章の兼重論文は、トン族大歌の文化遺産登録をめぐって広西と貴州の複数の県が争うようになった、文化のポリティクスについて論じている。兼重の論考は、中国の政策における文化遺産実践の現状を示すとともに、文化の学である人類学が、それをいかに考察するのかを示したものとなっている。続く阮論文(第2章)は、有形文化遺産である杭州の西湖に着目し、どのような経緯で西湖が世界文化遺産に登録されたのかについての

政策的な過程を描き出している。阮論文は、政府だけでなく、特に「市民」の西湖への感情や関与が世界文化遺産の登録につながったことを示した点で興味深い。阮論文でいう「市民」には、表象の主体である学者やメディア関係者も含んでいるが、これらの主体による表象が文化遺産の保護と登録に及ぼした影響関係も論じられており、中国における文化遺産登録が必ずしもトップダウン式ではないことを、本論は示唆している。それに対して、劉論文（第3章）は、文化遺産登録が現地の生活にもたらした葛藤と対立を、フィールド経験から描いている。さらに、この論文では、中国の学者や民間芸術家が果たしてきた役割も論じており、本書のアプローチでもある政策、生活、表象の文化遺産実践の相互行為の実際に言及したものとなっている。

この3つの論文を基盤として、本書は、有形文化遺産と無形文化遺産に分け、それぞれのテーマに基づく文化遺産実践の現在を提示した。

第Ⅱ部の第4章から第7章にかけては、中国南部の有形文化遺産を対象とし、政策・表象と生活の間の関係性について論じたものになっている。まず第4章の高倉論文は、雲南省の麗江古城を例にとり、遺産保護を担う「住民」とは誰かという問題を提起する。麗江古城は、世界文化遺産の登録後に観光地として成功したが、その反面、そこに住んでいた人々によって継承されてきた生活文化の存続が危うくなった。高倉は、古城の周囲に移出した旧住民らが「生きた文化遺産」(リビングヘリテージ)として麗江古城を保護していく必要性を論じている。次の2つの論文は、政府や表象の主体により宣伝される文化遺産のイメージを描き紹介しつつ、フィールドワークより、それが実際に生活を営む人々の認知や実践と乖離していることを指摘している。例えば、阿部論文（第5章）は、紅河ハニ棚田群をめぐる政治表象を述べたうえで、それがハニ族の言う「ヨリ」といかに乖離しているかを論じる。阿部の議論は、文化遺産をめぐる生活者の認知のあり方を現地タームから読み解くという手法を提示したものとなっている。他方で、河合論文（第6章）は世界遺産である円形土楼を模した建築が現地の人々に受け入れられず、むしろ彼らが囲籠屋という別の建築を文化遺産として重視するようになった過程を述べる。さらに、河合は、現地の人々が時と場合に応じて文化遺産をめぐる政策や表象を領有し、彼らの利権を確保するために利用するという流動性も論じている。第7章の姜論文は、同じく客家建築である広東省河源市の四角楼を対象としている。四角楼は、円形土楼とも囲籠屋とも異なるローカルな特色をもつ伝統住宅として近年、市政府の主導により保護の対象とされた。だが、政府が客家の特色として強調するのに対し、その住民はエコとしての側面を主張するなど、四角楼をめぐる認知や実践にはやはり「ズレ」が見られる。ただし、姜は、四角楼のある村落出身の研究者が表面的には客家としての特色を述べるのに、個人的な会話ではエコを強調しているなど、1人の表象の主体が両者の狭間で揺れ動く姿を描写している点で興味深い。

これらの論考は、中国の有形文化遺産において、政策によるイメージや保護と、生活

者による認知や実践とが、異なる論理により形成されうることを示している。つまり、中国の各政府は、一般的に保護の対象とする空間において特色を出し、それにより経済的利益を得ることを志向する。そのために、表象の主体が描き出すイメージのうち利害に一致するものを選択し、それを文化遺産に付与するのである。ところが、実際に生活を営む人々は、場所に沈殿した記憶や身体行為に基づき、文化遺産を認知し関与する。それゆえ、両者には「ズレ」が生じる [河合 2013a]。高倉論文のように、人類学は、両者の乖離の原因を理解したうえで、なるべく生活者の論理に合わせた遺産保護、すなわちリビングヘリテージの保護を模索しようとしがちである。そのなかで、生活者のなかにも政府、学術、マスメディアの関係者がおり、彼らが、文化遺産にまつわる政策的な言語を領有したり、別の表象を使ったりすることは、注目に値する。政策と生活の間の文化遺産実践を検討する際に、姜論文で示されているような、両者の狭間に生きる表象の主体の役割を捉えていくことは、特に中国の文化遺産をめぐる人類学的研究において重要となるだろう。

中国大陸の有形文化遺産について論じた後、第8章(藤野論文)では、台湾の有形文化遺産について論じる。周知の通り、台湾は国連の非加盟国であるため、世界文化遺産に認定されていない。しかし、目下、台湾では、いくつかの有形文化遺産を「自前」で認定している。ところが、台湾の有形文化遺産候補については、これまで簡単に触れられることはあっても、それを系統的に論じることが少なかった。藤野論文は、まず台湾の有形文化遺産についての概況を紹介してから、その一つである「淡水紅毛城」を中心に、どのような歴史的建造物が文化遺産候補として挙げられているのかを論じている。台湾の有形文化遺産研究は端緒についたばかりであり、この論文は、生活面での文化遺産実践にこそ触れていないが、台湾文化遺産研究の今後の研究の基礎となりうるものである。中国との比較において、台湾の有形文化遺産登録の現状を把握するため、本論は、第Ⅱ部の最後に置いた(本書の主題が「中国の文化遺産」ではなく「中国地域の文化遺産」となっている理由は台湾を入れているからである)。

次の第Ⅲ部の5つの論文は、いずれも無形文化遺産について扱っている。第Ⅲ部の各論文は、いずれも長期のフィールドワークに基づき、各地の人々の文化遺産実践について論じたものである。

第9章の徐論文は、甘粛省康楽県の花児に焦点を当て、花児会がユネスコの無形文化遺産に登録された後、現地にどのような影響を与えたかを論じている。この論文は、政策的な影響だけでなく、歌手、観客、パトロンの役割とその関係性の変化をみることで、花児の変容について語っている。続くチョルテン論文(第10章)は、同じくユネスコの無形文化遺産に登録された、青海省のレプコン芸術を研究の対象としている。チョルテンによると、レプコン芸術はチベット仏教の美術品や工芸品として継承されてきたが、無形文化遺産の登録後、その芸術品としての価格が高騰し、村落では収入が大幅に増え

た。青海省同仁県では、農業を放棄してレプコン芸術の製作に従事する人々が増えたが、その反動として、量産化、質の低下などの変化をもたらした。第11章の清水論文も無形文化遺産の登録による変化について言及する。この論文が扱うのは西安の伝統演劇である秦腔である。本章は、特に西安易俗社という劇団に着目し、無形文化遺産の登録が演劇の保護と活性化に向かわせているだけでなく、政府の主導による演劇改革が劇をおこなう人々の実践を理解していないため、両者に「ズレ」が生じていることを指摘している。レプコン芸術や秦腔のように、遺産登録により伝統的な芸術や芸能が活性化するという事例は中国のいたるところで見ることができる¹⁰⁾。だが、興味深いのは、無形文化遺産の登録を受けたにもかかわらず、逆に活動が停止する事例もあるということである。川瀬論文（第12章）は、南京市の伝統祭祀芸能である「跳五猖」と「小馬燈」を取りあげ、そのうち「小馬燈」は、2007年に市の無形文化遺産に登録されたにもかかわらず断絶したことについて論じている。他方で、「跳五猖」は存続こそしているが、その資源化は無形文化遺産の登録に先だっておこなわれている。ここから川瀬は、無形文化遺産登録が必ずしも民俗やその担い手の変化の契機とはならないことを述べている。川瀬の論考は、現地の民俗や芸術の変化を無形文化遺産の登録と単純に結びつけるだけでなく、人々の生活面での文化遺産実践を丹念に読み解く必要性を提唱している点で重要である。以上の4つの論文は、文化遺産登録という政策的行為と、人々の芸能や工芸をめぐる文化遺産実践との関係性について主に論じている。さらに丹羽論文（第13章）は、陝西北部の剪紙（切り紙）を対象として、学者や画家といった表象の主体の役割により着目している。本章では、文化遺産という概念が表象の主体により翻訳され、さらに住民が参与することで、剪紙が継承されていくプロセスを論じる。丹羽は、ヤオトンの村において、知識人、芸術家、生活者が剪紙をめぐる形成されていく場を、エコミュージアムと形容している。

第Ⅲ部から明らかであるのは、文化遺産の継承・発展においては、文化遺産をめぐる政策と言説が一定の作用を及ぼす一方で、生活の舞台となるコミュニティにおける文化遺産実践が大きな役割を果たしているということである。有形文化遺産のケースでもそうであったように、政府の権力が強くとされる中国においてですら、民間の人々の参与と支持がなければ文化遺産は形骸化してしまう。それゆえ、文化遺産の継承と変容については、政策から理解するだけでは不十分であり、生活面での文化遺産実践を調査するという人類学的な視野が必要となってくるのである。また、第Ⅱ部のいくつかの事例からは、無形文化遺産の継承においても、政策、生活、表象の3つの文化遺産実践が、相互に乖離したり影響し合ったりする過程を見ることができる。特に、中国の文化遺産実践をみるうえで、表象の主体、例えば芸術家や民俗学者の影響力を無視することはできない。劉論文や丹羽論文にあるように、彼らは、文化遺産の概念を現地に伝達したり、文化遺産を「発見」したりする役割を担ったりするからである。このことは人類学も例

外ではない。中国の文化遺産研究においては、いかに我々が人類学の視点から文化遺産をみるかだけでなく、人類学者がいかに文化遺産をつくりだしているか、という側面を考慮することが不可欠となる。

そこで第14章では、中国の人類学者が実際にどのように文化遺産を「発見」しようとしているかを、中国の著名な人類学者である庄教授自身に語っていただいた。庄教授は、雲南省小涼山の盟誓儀礼を研究の対象とし、現地のイ族がヘロイン中毒をいかに克服しているかを論じている。近年、小涼山のイ族村落では、ヘロイン中毒者が続出しているが、その治療には、親族の前で二度と麻薬を吸わないことを誓う儀礼が使われている。この儀礼は、「虎の日」に施行され高い治癒率を残しているが、今のところ制度として文化遺産に認定されていない。しかし、庄教授は、この儀礼に無形文化遺産としての価値を見出しており、映像人類学の手法を用いて儀礼を保存している¹¹⁾。こうした努力は、結果的に文化遺産として認定される可能性を秘めている。

本書の最後には、中国出身の人類学者・民俗学者である周星教授と、本章の共著者のひとりである飯田（マダガスカル研究）による、コメントを掲載している。両者は、異なる立場から本フォーラムの各発表について言及しており、それにより中国地域の文化遺産をめぐる視点と課題が提示された。

本書の執筆者の多くは、21世紀以降に中国地域において長期のフィールドワークに従事した、若手人類学者である。各執筆者は、フィールドワークの過程で直面した文化遺産をめぐる諸実践と諸問題を報告しており、彼らが目にした生のデータを報告している。「文化遺産の時代」に突入した近年、中国を対象とする人類学的研究において、文化遺産実践に着目する必要性がますます高まってきた。中国地域の文化遺産実践をめぐる議論は日本では端緒についたばかりであり、今後、理論、視点、手法を再検討し、深めていかねばならない段階にある。こうした状況のなか、本書は、中国地域の文化遺産をめぐる研究の出発点の一つとして、国際研究集会で提示されたデータと議論を著した。国際フォーラムのデータと議論に基づき、中国地域の文化遺産をめぐる議論を今後さらに深めていく契機をつくることが、本書を編纂する目的である。

（河合 洋尚）

付記：本章は、国際フォーラムにおいて発表した趣旨説明を下敷きにはしているが、大幅な内容の修正をほどこしている。本書の他の章に関しては、事前にフルペーパーを準備していただいたので、本章ほどの大きな内容変更はないものの、国際フォーラム終了後にも加筆していただいたことをお断りしておきたい。今回の国際フォーラムに参加してくださった方がた、運営に尽力してくださった方がたに対し、この場を借りてお礼申し上げます。

注

- 1) この議論は、ユネスコ総会が2003年に採択し、2006年に発効した「無形文化遺産の保護に関する条約」に関わってなされることが多いが、それだけにかぎらない。たとえば、物質的な記念碑や遺跡だけに目を向けてきた世界遺産においても、その担い手に関心が向けられるようになっていく。そのことはたとえば、人為によってたえずかたちを変えていく「文化的景観」が重点的な登録カテゴリーになったり [才津 2013]、担い手コミュニティの機能強化 (enhancement) が世界遺産に関わる活動の戦略目標に定められたりしている事実にあらわれている [宗田 2006]。
- 2) ただし、うけ継ぐとはいっても、その行動が過去と同じようにおこなわれるとはかぎらない。もともとひとつの行動は、特定の背景のもとでのみとりうるものだから、同じ行動をとるためには背景に合わせたり背景を操作したりする必要がある。過疎に悩む村において伝統行事を存続させることを想起すればよい。また、無形文化遺産に認定されることがあらたな状況を生み、継承の意味を変えることもある。これらのことをふまえれば、生きられる「文化」も「文化遺産」も不断に変わりつづけるものといえる。
- 3) 1982年2月から「歴史文化名城」(歴史文化都市) が、同年11月から「風景名勝区」が国家と省レベルで制定され、ともに中国の文化遺産保護制度に組み込まれた。
- 4) 謝 [2002: 61] は省、市、自治区が登録した「重点文物保護単位」は7,000余り、県が登録したそれは6万余りであると述べている。
- 5) 他には、能楽 (日本)、宗廟先祖のための儀礼及び祭礼音楽 (韓国)、イフガオ族の歌、フドゥフドゥ詠唱 (フィリピン)、クティヤタンのサンスクリット劇 (インド)、ボイスン地域の文化的空間 (ウズベキスタン)、シシリアの人形劇 (イタリア) などが選出された。
- 6) 2003年より、中国は「民族民間文化保護プロジェクト」を実施し始めたが、この時にはまだ「非物質文化遺産」(無形文化遺産) の概念で表されていなかった。後に前者の概念は後者に吸収されるが、その背景には、ユネスコの文化や文化遺産に関する概念の導入が密接にかかわっている [周 2014: 170]。
- 7) 2006年、毎年6月の第2日曜日を「文化遺産の日」に指定し、文化遺産の知識を普及する活動を始めた。
- 8) それゆえ、中国の文化遺産として有名な万里の長城、兵馬俑、シルクロードなどは含めていない。もちろん、万里の長城やシルクロードは日常生活ともかかわるが、一部の例外を除き [Humphrey 2001]、人類学では研究に乏しい。
- 9) 本書では、論文としての流れを重視したため、国際会議の発表順とは若干異なって章を並べている。ご了承いただきたい。
- 10) 例えば、広東省普寧市の伝統芸能である「英歌」は、かつて3~5年に一度開催する程度であったが、それが無形文化遺産に登録されてからは、政府の指導のもと、毎年春節に開催されるようになっている。こうした事例は枚挙に暇がない。
- 11) 庄孔韶教授の特別講演では、映像『虎日』を流してから、その文化遺産としての価値を説明するという形態がとられた。本書では、映像部分を掲載していないが、映像資料も併用されていたことは、ここに注記しておきたい。また、国際集会の講演時には、この映像を病院の講義に使用するなど、文化遺産としての価値を社会に広めていく努力がなされていたことが話されていたことも付け加えておく。

参考文献

●日本語文献

飯田 卓

2013 「文化遺産を受け継ぐコミュニティのあたらしいかたち」『民博通信』140: 10-11。

2014a 「人間学のキーワード 文化遺産」『月刊みんぱく』38 (4): 20。

2014b 「文化遺産の人類学」とはなにか」『民博通信』145: 8-9。

稲村 務

2014 「中国紅河ハニ棚田の世界文化景観遺産登録からみる『文化的景観』と『風景』」『地理歴史人類学論集』(琉球大学法文学部) 5: 23-69。

岩本通弥 (編)

2013 『世界遺産時代の民俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』東京: 風響社。

萩野昌弘 (編)

2002 『文化遺産の社会学—ルーヴル美術館から原爆ドームまで』新曜社。

何銀春・黒田乃生

2013 「中国における世界文化遺産の管理運営に関する研究」『ランドスケープ研究』76 (5): 597-601。

門田岳久

2013 『巡礼ツーリズムの民族誌—消費される宗教経験』森話社。

河合洋尚

2013a 『景観人類学の課題—中国広州における都市環境の再生と表象』東京: 風響社。

小林宏至

2012 「暮らしの場が文化遺産に—中国『福建土楼』」『季刊民族学』36 (3): 40-51。

才津祐美子

2013 「日本における文化的景観保護制度の展開と課題」岩本通弥 (編) 『世界遺産時代の民俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』pp.277-302、東京: 風響社。

櫻井龍彦、阮雲星、長谷川清、周星、長沼さやか、松岡正子

2011 「開発と文化遺産」『中国21』(特集: 国家・開発・民族) 34: 3-28頁。

周 超

2014 「中国の「無形文化遺産法」」『中国21』(周橋訳) 39: 167-180。

菅 豊

2014 「文化遺産時代の民俗学—「間違った二元論 (mistaken dichotomy)」を乗り越える」『日本民俗学』279: 33-41。

宗田好史

2006 「世界遺産条約のめざすもの—ICOMOS (国際記念物遺産会議) の議論から」『環境社会学研究』12: 5-22。

孫 潔

2010 「雲南省における棚田とハニ族のエスニシティ」『東北アジア研究』14: 123-145。

外岡秀俊

2010 「歴史を歩く 客家建築 (中国)」『朝日新聞』1月30日、13面。

長沼さやか

- 2015 「中国における無形文化遺産をめぐるグローカリゼーションの一側面——広東省珠江デルタの『中山咸水歌』を例に」韓敏（編）『中国社会における文化変容の諸相』風響社、177-197頁。

西山徳明（編）

- 2004 『文化遺産マネジメントとツーリズムの現状と課題』国立民族学博物館。
2006 『文化遺産マネジメントとツーリズムの持続可能な関係構築に関する研究』国立民族学博物館。

馮 形

- 2007 「中国の無形文化財の保護に対する一考察」『北東アジア研究』13: 137-147。

藤木庸介（編）

- 2010 『生きている文化遺産と観光——住民によるリビングヘリテージの継承』学芸出版社。

● 英語文献

Humphrey, Caroline

- 2001 “Contested Landscapes in Inner Mongolia: Walls and Cairns”, In B. Bender and M. Winner (eds.) *Contested Landscapes: Movement, Exile and Place*. Oxford and New York: Berg, pp.55-68

Kirshenblatt-Gimblett, Barbara

- 2004 “Intangible Heritage as Metacultural Production”, *Museum International* 56 (1-2): 52-65.

Kluckhohn, Clyde and William H. Kelly

- 1945 “The Concept of Culture”, In Ralph Linton (ed.) *The Science of Man in the World Crisis*, New York: Columbia University Press, pp.78-106.

Stefano, Michelle L.

- 2012 “Reconfiguring the Framework: Adopting an Ecomuseological Approach for Safeguarding Intangible Cultural Heritage”, In Michelle L. Stefano, Peter Davis, and Gerard Corsane (eds.) *Safeguarding Intangible Cultural Heritage*, Woodbridge: The Boydell Press, pp.223-238.

● 中国語文献

河合洋尚

- 2013b 「客家建築与文化遺産保護——景観人類学視野」『學術研究』341: 55-60。

謝 辰生

- 2002 「新中国文物保護工作50年」『当代中国史研究』9 (3): 61-70。